

地方自治体における情報システム（生活保護）の 標準仕様書作成に向けた調査研究

第9回有識者検討会（2023年2月17日） 事務局資料

第9回有識者検討会 次第

<日時・場所>

令和5年2月17日（金） 13:00～15:00 オンライン開催（Zoom）

<議題>

I. 開会

II. 議事

1. 今後の論点と下期の取組方針
2. 標準仕様書1.1版における帳票作成方針の検討
3. 自治体規模別オプションの整理
4. 全国意見照会結果の取りまとめに係る協議
5. 今後の検討課題の整理

III. 閉会

<配布資料>

資料1 第9回有識者検討会 事務局資料（本紙）

1. 今後の論点と下期の取組方針



1. 今後の論点と下期の取組方針

1.1. 下半期検討会予定と検討内容

- 令和4年度下半期の検討会については、主に標準仕様書1.1版公開に向けた検討・協議を実施します。3月には第9回検討会の結果を踏まえて修正した1.1版を承認いただく予定です。
- 本日の第9回検討会では、全国意見照会の結果について共有・意見反映方針の協議を行います。

実施済 第6回 書面 (9月)	1. 今後の論点と下期の取組方針（再掲） 2. アンケート実施方針の共有	実施済 第8回 (12月)	1. 今後の論点と下期の取組方針 2. 標準仕様書1.1版における帳票作成方針の検討 3. 全国意見照会実施方針 4. 今後の検討課題の整理 
実施済 第7回 (11月)	1. 今後の論点と下期の取組方針（再掲） 2. 自治体アンケート・ベンダヒアリング結果共有・協議 3. 帳票作成方針の協議 4. 次回検討会での協議事項の共有  	本日 第9回 (2月)	1. 今後の論点と下期の取組方針 2. 標準仕様書1.1版における帳票作成方針の検討 3. 自治体規模別オプションの整理 4. 全国意見照会結果の取りまとめに係る協議 5. 今後の検討課題の整理  
		第10回 (3月)	1. 全国意見照会結果の取りまとめに係る協議 2. 標準仕様の認識合わせ  

1. 今後の論点と下期の取組方針

共有

1.2. 下半期スケジュール概要及び検討会予定

- 3月中にデジタル庁にてデータ連携要件を整備することとなっているため、2月末までにデータ連携要件に関連する部分を先行して確定し、その後修正が発生した場合は差し替え対応する方針で想定しています。

下半期スケジュール（概観）



2.標準仕様書1.1版における内部帳票 作成方針の検討



2. 標準仕様書1.1版における帳票作成方針の検討

共有

2.1. 内部帳票の実現方法方針整理

- 前回の検討会において内部帳票の実現方法の方針をご提示したところ、委員の皆様から複数ご意見を頂戴しました。
- 頂戴した懸念事項を踏まえ、内部帳票の考え方および標準化の原則に基づき、内部帳票の実現方法の再検討を行いました。

前回検討会からの内部帳票検討の経緯

生活保護業務における 内部帳票の考え方

- ✓ 内部帳票は業務に直結する帳票が多く、各自治体の状況（被保護者の状況、自治体の体制等）により業務差異が発生することが想定される生活保護業務では標準化がなじまない
- ✓ 他の標準仕様においても、「主に各自治体が政策形成や議会説明用に作成する統計データに分類されるものが多く標準化になじまない」等の理由により標準を定めていないケースが多い

地方公共団体情報 システム標準化基本方針

- ✓ 職員向けの帳票・様式については、紙への出力を前提とするのではなく、EUC機能等を利用して画面で確認する等のデジタル化を原則とする

前回検討会で頂戴した 内部帳票についての意見

- ✓ 検討会にて「内部帳票のEUC機能による出力」に係る言及があった
 - ① 内部帳票は職員が個別に出力しており、差し込み印刷を行うことは業務負荷が高く現実的でない
 - ② Officeソフトを用いて、様式の差し込み印刷を行うと改ざんの可能性が発生する

上記を踏まえた検討内容

- ✓ 差し込み印刷以外で内部帳票を確認する手法の実現方法を検討する
- ✓ 内部帳票の実現方法案における実現イメージを整理する
- ✓ 内部帳票のうち、定義が可能な帳票について整理する

2.2に詳述

2.3に詳述

2.4～に詳述

2. 標準仕様書1.1版における帳票作成方針の検討

2.2. 帳票の取り扱いに係る取りまとめ

- 内部帳票について、標準化の原則及びこれまでの経緯に照らし合わせ、改めて取り扱いを取りまとめました。
- 標準化後に目指すべき姿を実現しつつ、職員が確認しやすい形で実装するために、内部資料は画面上で確認することを前提とした手段を想定しています。

内部帳票に係る標準化後の運用案（原則と個別対応）

原則・経緯

【住民向けの帳票・様式】： 標準を定める

【職員向けの帳票・様式】： 紙への出力を前提とするのではなく、EUC機能等を利用して画面で確認する等のデジタル化を原則とする
(地方公共団体情報システム標準化基本方針 5.1.1.3.3 帳票要件の標準を参考)

上記の原則を踏まえて、下記[1]のように業務が実行できるよう標準仕様書を策定する一方で、自治体ごとの運用差異は[1']のようにPDF等を用いて対応する想定

1 標準化後の目指す姿（原則）

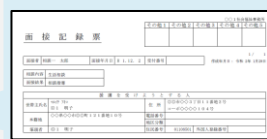
外部帳票：紙出力やシステムから交付

内部帳票：内部確認のため、システム上で確認する

外部帳票



内部帳票



【運用例】

- 内部帳票である面接記録票や保護決定調書を画面上で上長が確認して決裁する
- それに基づいて外部帳票の保護決定通知書を発出する

1' 個別の対応事例

外部帳票：紙出力やシステムから交付

内部帳票：画面確認後、PDFソフト等を用いて表示

外部帳票



PDFソフト等で表示



【運用例】

- 内部帳票である面接記録票や保護決定調書を画面上で上長が確認して決裁し、電子ファイルとしても保管する
- それに基づいて外部帳票の保護決定通知書を発出する

2. 標準仕様書1.1版における帳票作成方針の検討

2.3. 内部帳票の実現方法案における実現イメージ

- 前ページで提示した実現方法を取る場合について、機能要件での実現イメージでお示します。
- 自治体ごとに運用のばらつきが大きい帳票であってもレイアウトが統一されず、差し込み印刷を前提としない運用が想定されます。

内部帳票に対する実現方法

- 情報の確認機能として位置づけ、（データの羅列ではない形で）確認できるように実装する [下記例1]
- 帳票作成についての機能は重複するため、機能要件から削除する [下記例2]

機能要件の実装イメージ（例：ケース記録票）

	大項目	中項目	機能名称	機能名称枝番	機能ID	機能要件
例1	1. 生活保護申請・決定(変更等含む)	1.2. 保護の開始申請受付及び訪問調査	初回訪問結果登録	2	021XXXX	ケース記録の情報をシステム上の画面で確認できること。
例2	1. 生活保護申請・決定(変更等含む)	1.2. 保護の開始申請受付及び訪問調査	初回訪問結果登録	3	0210030	以下の帳票を作成できること。 →ケース記録票

内部帳票の機能要件での実装案

自治体における運用の想定

実装における前提

- 「面接記録票」「ケース記録票」など、自治体によって運用のばらつきが大きい帳票についても、レイアウトを統一することなく業務が運用される（画面要件はベンダの創意工夫の対象であるため）
- Officeソフトの差し込み印刷を前提とした運用ではないため、シームレスに決裁や出力が可能であり、職員のリテラシー差や改ざんの恐れがない
- 内部帳票の運用変更により、自治体の業務運用に支障が出ないようにすること
- リストや対象者一覧などデータの羅列で確認が可能な情報については、EUC機能を用いることで職員が自由にデータを利用・加工できること

2. 標準仕様書1.1版における帳票作成方針の検討

2.4. 内部帳票において定義すべき内容の整理

- 今回の全国意見照会において、事業者から「出力される内容を標準化するために、内部帳票も管理項目を定めるべきである」というご意見を頂戴しました。
- 上記意見を受けて生活保護システムの現行帳票について精査したところ、レイアウト・配置の差異はありますが、項目レベルで見ると、記載内容が一定程度共通していることを把握しました。そのため、定義が可能な内部帳票については、レイアウトは定義せず、管理項目を定義することを予定しています。

内部帳票の定義方針

全国意見照会での事業者からの意見

- 内部帳票について、システム間・自治体間で出力される内容が大きく異なってしまふことを防ぐため、管理項目を定めるべきである
- 保護決定調書等、保護費支給に係る帳票は管理項目を定めてほしい

事務局における現行帳票の精査結果

- レイアウト・項目配置については、ベンダごと・実装されている自治体ごとで異なっている帳票が多い
- 一方、システムから出力される項目内容（管理項目）については、業務を法令に則って実施している保護費計算などにおいては、別ベンダ製の帳票間でも共通する項目が見られる

画面上で情報を出力するにあたり、画面のレイアウトは標準を定めないが、

出力内容を制御する管理項目については、業務に支障を及ぼさないと考えられる範囲で標準を定める

（範囲については次ページで説明）

2. 標準仕様書1.1版における帳票作成方針の検討

2.5. 内部帳票における管理項目定義

- 前ページの管理項目の観点から内部帳票を整理したところ、保護費支給に係る帳票（保護決定調書、要否判定書等）については、他内部帳票と比較して業務差異が少なく、標準として項目を定めた際に多くの自治体で活用可能と想定されるため、内部帳票の定義可能な部分として管理項目を標準仕様書で定義する予定です。
- 上記のように設定した管理項目案については、別途自治体への全国意見照会を予定しています。

管理項目の定義方針

これまでの議論

- 業務差異がない内部帳票は、自治体間のやりとり等を考慮すると標準化が望ましいものもあるのではないかと
- 各自治体の状況によって業務差異がある帳票を標準化することは、自治体運営に支障を生じる可能性がある
- 金銭が関係する書類においては、改ざん防止や誤計算予防の観点から、内部帳票であっても考慮が必要である

内部帳票の性質と定義可否

類型	帳票の種類	帳票の性質	定義の可否
①	ケースワーク業務関連の帳票	世帯の状況把握及び世帯の自立促進に関わっており、扱う世帯・担当者・自治体ごとに運用が異なることが予想される	実態に即した運用を担保することが困難であるため、項目を定義しない
②	EUCで出力可能な帳票	各自治体内部で政策形成や議会説明用に作成する統計データが該当する	職員自身の手でデータを選択・加工できるよう、項目を定義しない
③	保護費支給に係る帳票	保護費の計算過程については自治体間での業務差異がなく、法令等に則っている	実態に即した運用が担保できると考えられるため、項目を定義する

類型③の中で管理項目を定義する対象となる帳票

No	帳票名	定義する理由
41	保護申請却下決定調書	保護費支給に係る調書であり、保護費の計算過程については自治体間での業務差異がないと考えられるため
44	一時扶助決定調書	
50	保護決定調書	
60	生活扶助基準額計算根拠調書	
65	進学準備給付金決定調書	
71	就労自立給付金決定調書	保護費支給に係る調書であり、保護の要否判定の計算過程については自治体間での業務差異がないと考えられるため
42	要否判定書	
55	要否判定調書	

【管理項目の例】(50 保護決定調書 一部抜粋)

決裁日,ケース番号,世帯主氏名,地区,世帯類型,世帯分離,民生委員,地区担当員,労働類型,ケース格付け,費用,単併,資産,通称,住所,電話番号,開始日,起案日……

3.自治体規模別オプションの整理



3.自治体規模別オプションの整理

3.1. 実装区分の整理

- 第3回全国意見照会とデジタル庁への照会を経て、実装区分の分類を改めて整理しました。
- 現在の生活保護システムにおいては自治体の人口規模で必要な機能の差は限られていると考えられるため、基準が明確である、従来どおりの都道府県機能・福祉事務所の数を基準として採用することを想定しています。

実装区分の整理

自治体の規模が関連する機能

#	機能群	機能の特徴	実装の方向性
1	管内町村との調整機能	都道府県に特有	都道府県では必須化
2	管内福祉事務所間の調整機能	複数福祉事務所団体に特有	複数福祉事務所団体では必須化
3	都道府県・政令市の過半数に現状実装されている機能	アンケート集計結果に立脚	都道府県・複数福祉事務所団体では必須化
4	一括確認、一括出力機能	福祉事務所数とは無関係	各機能ごとに実装区分を判断
5	独自の運用に起因する機能	福祉事務所数とは無関係	標準オプション機能として実装を検討 (必要な自治体を選択すればよいため、自治体規模別議論の対象外)

実装区分は従来どおり、下記の3分類とする（カッコ内は例示であり、定義は福祉事務所数による）

①管内市町村の福祉事務所を所管
(都道府県)

②団体内で複数の福祉事務所を所管
(政令指定都市、一部の中核市等)

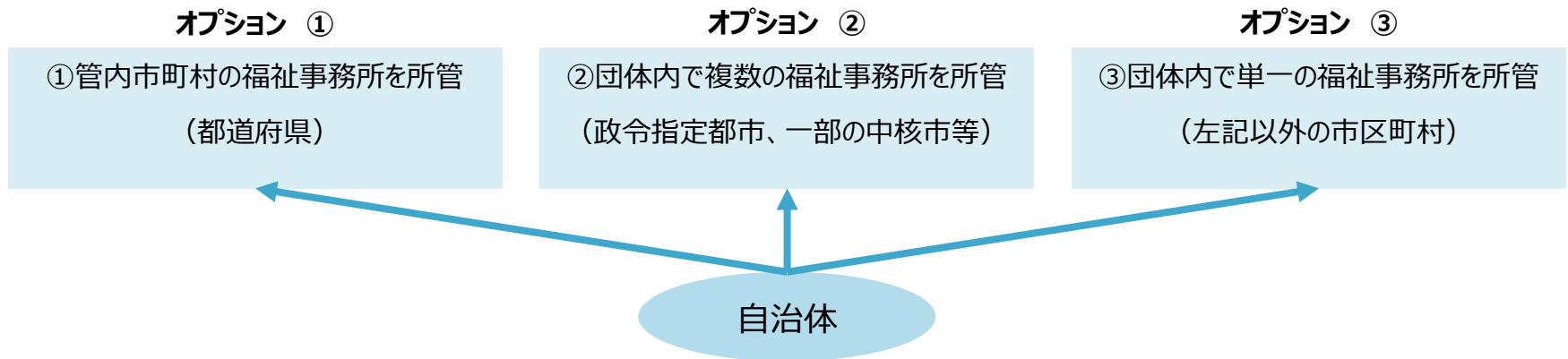
③団体内で単一の福祉事務所を所管
(左記以外の市区町村)

3.自治体規模別オプションの整理

3.2. 自治体ごとの選択例

- 自治体規模別オプションについて標準仕様書1.1版上では前ページのとおり3分類となりますが、各自治体は自らに適した標準準拠システムを選んで利用することになるため、自らの団体規模にかかわらず、任意の標準準拠システムを導入することができます。

自治体の選択例



各自治体は自らに適した標準準拠システムを選んで利用することになるため、
団体規模にかかわらず、任意の標準準拠システムを導入することが可能

例1 単一の福祉事務所を所管する一般市が、最も適合度が高いと判断しオプション②のパッケージを導入するケース

例2 複数の福祉事務所を所管する中核市が、最も適合度が高いと判断しオプション①のパッケージを導入するケース

3.自治体規模別オプションの整理

3.3. 実装必須要件とオプション要件の整理（再掲：第4回検討会）

- 実装必須要件とオプション要件について、ベンダと自治体における要件の類型を改めて整理しました。

必須/オプションについての整理（再掲：第4回検討会、一部改変）

標準仕様書における必須/オプションについての前提

	要件の類型		
	実装必須機能・帳票	標準オプション機能・帳票	実装不可機能・帳票
ベンダの対応	標準機能として 必ず 実装する	実装するかは ベンダ に委ねられている	実装しない
地方自治体の対応	どのベンダのシステムを調達しても利用できる（※）	複数のベンダが構築した標準準拠システムの中から、自らの団体に適したものを選び、当該標準準拠システムを提供するベンダと契約して利用する	実装されていないため、利用できない
具体例	<ul style="list-style-type: none"> 必須機能とされている「面談相談照会」機能は全ベンダのシステムに実装される。 	<ul style="list-style-type: none"> 標準オプション機能とされている「返還金・債権管理」機能について、ベンダA社のシステムでは実装され、ベンダB社のシステムでは実装されないこととなった。 「返還金・債権管理」機能を利用しているC市は、当該機能が実装されているベンダA社システムの調達を進めることとした。 	<ul style="list-style-type: none"> 標準仕様に記載がないため、どのベンダのシステムにも実装されず、よって利用もできない。

※標準仕様書上で実装必須となっている機能については全ベンダのシステムにおいて実装されるが、各々自治体が当該機能の利用を強制されるものではない。

事務局の対応方針

- ✓ 上記の前提を踏まえ、全ベンダの生活保護システムにおいて実装されることが妥当と判断した機能について必須機能として実装する

4.全国意見照会結果の取りまとめに係る協議

4.1. 意見収集状況内訳

- 今回の意見照会にて意見を頂戴した団体数について、調査項目別（回答票別）に整理した結果は以下の①の表のとおりです。
- 今回の意見照会にて頂戴した意見の件数について、調査項目別（回答票別）に整理した結果は以下の②の表のとおりです。

資料別) 意見の提出状況

【①団体数 内訳】

(単位：団体)

種別	生活保護システム				レセプト管理システム			
	機能帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト	その他	機能帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト	その他
都道府県	3	2	5	4	0	0	0	1
政令市	8	6	6	7	3	0	0	1
その他※	40	18	19	20	10	1	3	3
合計	51	26	30	31	13	1	3	5

【②各団体からの意見件数 内訳】

(単位：件数)

種別	生活保護システム				レセプト管理システム			
	機能帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト	その他	機能帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト	その他
都道府県	23	22	39	5	0	0	0	4
政令市	340	106	97	49	18	0	0	1
その他※	1691	129	267	63	99	1	4	14
合計	2054	257	403	117	117	1	4	19
	計2831				計141			

※ 「その他」には、生活保護ベンダ含む

4.2. 本検討会で議論する事項

- 本検討会では、記載内容に係る意見の整理のうち、「反映方法の妥当性が懸念される項目」「帳票追加の必要性」の2種に係る整理について、事務局案に対する皆様の意見を確認します。

本検討会で議論する事項

意見種類	対象意見の種類	本検討会での議論事項
反映方法の妥当性懸念	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事務局にて作業を実施する際、反映方法等について方針を迷った意見 	事務局案にて提示している修正内容で問題がないかを確認
帳票追加の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新規に帳票を追加してほしいという意見について追加をするか方針を迷った意見 	当該帳票を追加する、もしくは追加しないことで問題がないかを確認
自治体の規模に応じた機能追加の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自治体ごとに利用頻度が異なるものの、自治体においては必要であるという意見 	当該機能を追加する、もしくは追加しないことで問題がないかを確認
上記以外	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 上記以外にて特段の懸念等がない意見 	(意見通りの反映を想定しており、特段の確認事項なし)

反映方法の妥当性懸念（機能要件・帳票要件）

省略部分は…で記載

枝番	機能ID	意見		標準仕様への反映	反映内容（案）
		対象機能	意見内容・理由		
1 5	0210101 0210154	… ・介護保険料を代理納付する場合、収入充当を行わない、あるいは、収入充当順位を下げ代理納付を優先することができること。	「介護保険料を代理納付する場合、収入充当を行わない、“あるいは、“収入充当順位を下げ代理納付を優先することができること。」となりますが、“あるいは”とした場合、どちらかができれば良いと解釈できます。「収入充当を行わない」と「収入充当順位を下げる」は似て非なるものです。要件を2つに分けるべきではないでしょうか。	反映する	機能要件を以下のように修正 【機能要件】 ・介護保険料を代理納付する場合、収入充当を行わないことができること。 ・介護保険料を代理納付する場合、収入充当順位を下げ代理納付を優先することができること。
12	0210108	… （代理納付額） ・支給額が代理納付額に満たない場合は、代理納付を自動で停止し、可能になれば自動で再開できること。 …	・支給額が代理納付額に満たない場合は、代理納付を自動で停止し、可能になれば自動で再開できること。 とあるが、機能ID:0210154「介護保険料を代理納付する場合、収入充当を行わない、あるいは、収入充当順位を下げ代理納付を優先することができること。」と合わせて介護保険料に求められている機能が仕様書内で重複しているが、機能ID間で排他的な内容になっていると思われる。	反映しない	機能ID0210101の機能要件修正により機能間での背反関係が解消されたため、現行の記載のとおりとする。

反映方法の妥当性懸念（機能要件・帳票要件）

省略部分は…で記載

枝番	機能ID	意見		標準仕様への反映	反映内容（案）
		対象機能	意見内容・理由		
1	0210264	以下の帳票の作成ができること。 <ul style="list-style-type: none"> ・求職活動状況・収入申告書 ・収入申告書（保護継続中・月額給与記載用） ・収入申告書（保護継続中・日額給与記載用） ・個人票A ・稼働能力判定票 ・支援対象ケース検討票 ・被保護者就労準備支援シート【計画書】 →資産申告書 	求職活動状況・収入申告書がオプションとなっているが、他の提出を求める申告書が必須であるため、必須としてほしい。	反映する	機能ID0210264における帳票のうち、法令通知で定められている下記帳票を標準オプション機能から必須機能に変更する。 <ul style="list-style-type: none"> ・求職活動状況・収入申告書 ・収入申告書（保護継続中・日額給与記載用） ・個人票A ・被保護者就労準備支援シート【計画書】

反映方法の妥当性懸念（機能要件・帳票要件）

省略部分は…で記載

枝番	機能ID	意見		標準仕様への反映	反映内容（案）
		対象機能	意見内容・理由		
14	0210158	<p>過支給が発生した場合に、次回支給月以後の収入充当、戻入、追給との調整、返還免除のいずれかを選択し、登録・修正・削除・照会できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金の返納として処理した場合でも、決定前であれば収入充当予約に変更できること ・収入充当は複数月での認定が可能で、充当回数、終了月の設定、端数は終了月合算・分離・初回月合算の選択ができること。 ・基準額の過払及び一時扶助は相互に収入充当（相殺）が可能であること。 	<p>… 過支給と追給との調整は、異なる月分の保護費とは調整できないため、異なる月分間で保護費の調整ができないように制御する必要がある。</p>	反映する	<p>機能要件を以下のように修正【機能要件】 過支給が発生した場合に、次回支給月以後の収入充当、戻入、法80条返還免除のいずれかを選択し、登録・修正・削除・照会できること。その場合、過支給と追給分の調整は、過支給が発生した月と異なる月との間で調整できないようにすること。</p>
2	0210237	<p>支給日が前回支給日から3年以内の日付の場合、確認メッセージが表示されること。</p>	<p>法第78条の2に基づく調整が行えることとしていただきたい。 申し出による徴収が法令上認められていることから、債権と関連付けての申し出による徴収（一部・全部）を選択できる要件を追加してほしい。</p>	反映する	<p>機能要件を以下のように追加【機能要件】（必須機能） ・就労自立給付金の全部または一部を法第78条の2に基づく徴収金に充てることができること。</p>

反映方法の妥当性懸念（機能要件・帳票要件）

省略部分は…で記載

枝番	機能ID	意見		標準仕様への反映	反映内容（案）
		対象機能	意見内容・理由		
1	0210182	以下の帳票を作成できること。 ・保護決定通知書 …	保護決定通知書に過払い額が表示される方が良いのではないか。	反映する	帳票要件を以下のように修正【帳票レイアウト】 帳票に返還額について通知する欄を追加する。
2	0210182	※決定通知書は個別で発行できるとともに、定例・追給・随時支給の締め処理の際に、対象世帯の保護変更決定通知書が一括で出力できること。 ※追給・随時は変更があった分のみ出力できること。定例支給は保護変更があった世帯のみ出力あるいは全世帯分を出力するかを選択できること。	■ 決定通知書に以下の項目を追加していただきたい。 ・戻入額及び戻入方法 ■ 連続起案を行った場合、処理があまりに煩雑になってしまうことから保護決定通知書が1枚で済むようにしていただきたい。 本市では、起案は毎月に行うが、連続して行うことができ、連続した起案については、通知は月ごとではなく、1枚でまとめて出力されている。	反映する	・戻入額及び戻入方法 「帳票145 生活保護費支給通知書」に項目を追加し対応する。 ・処理枚数 通知に必要な情報が多いことから月毎に1枚としているところである。 追給額、戻入額が、1枚ごとに記載されることとなるが、その額の補足説明は口頭で行うことを想定しているため、現行のレイアウト通りとする。
1	0210232	… ・保護廃止（停止）通知書	■ 決定通知に以下の項目を追加していただきたい。 ・戻入額及び戻入方法 ■ 通知書が開始・変更と別れているが、変更→廃止の連続起案を要する場合はそれぞれ別個で起案が必要になるのか。処理があまりに煩雑になってしまうことから連続起案にて通知書が1枚で済むようにしていただきたい。	反映する	・戻入額及び戻入方法 「帳票145 生活保護費支給通知書」に項目を追加し対応する。 ・処理枚数 廃止時に日割り計算が発生し、戻入や追給が生じる場合は、変更決定通知と廃止通知をそれぞれ発出すべきと想定しているため現行通りとする。

反映方法の妥当性懸念（機能要件・帳票要件）

省略部分は…で記載

枝番	機能ID	意見		標準仕様への反映	反映内容（案）
			意見内容・理由		
6 27 10 5	0210620 0210695 0210715 0210723	<ul style="list-style-type: none"> ・全国銀行協会フォーマットで口座振替依頼データが作成できること。 ・納入方法で口座振替を選択した債権に対して、全国銀行協会フォーマットで口座振替依頼データを作成できること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国銀行協会フォーマット以外のフォーマットでも作成できること。全国銀行協会フォーマットを使用していない所管課には、個別システムに合わせたデータ作成の必要があるため 	反映する	機能要件に以下のように追加 【機能要件】（標準オプション機能） 全国銀行協会フォーマット以外で口座振替依頼データが作成できること。
1	0210847	国民年金システムに、国民年金情報を照会できること。	厚生年金の記載の追加及び年金の受給状況、受給（予定）額、支給（予定）日を追加してほしい。（国民年金情報に含まれていない場合）	反映する	機能要件に以下のように追加 【機能要件】（標準オプション機能） マイナンバー制度における情報提供ネットワーク（中間サーバー）経由で年金に係る情報を照会できること。 【管理項目】 <ul style="list-style-type: none"> ・年金の種類 ・裁定年月日 ・受給権発生年月日 ・改定年月 ・年金支給額 ・支給停止額 ・支払年月日 ・所得税 ・介護保険料額 ・国保、後期 ・住民税 ・時効特例給付支給年月日 ・時効特例給付支給額 ・未支給年金支給額 ・未支給年金受給者カナ氏名 ・未支給年金受給者続柄 ・未支給年金支給年月日

反映方法の妥当性懸念（帳票レイアウト・帳票詳細要件）

省略部分は…で記載

帳票名	該当箇所	意見内容	標準仕様への反映	反映内容（案）
22.29条調査回答書（銀行支店・その他金融）	調査時点年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・回答する銀行が調査を行った日を記載する項目なのか、それとも福祉事務所が調査を依頼した日なのか。福祉事務所が発行した日であれば発行日は別に下部にあるため、銀行が調査を行った日を印字することはできないのではないか。 ・該当箇所の位置を右下から表内に移動してほしい。、欄外の記載では調査対象日が明確でなく誤解を招きやすい。 	反映する	帳票要件を以下のように修正【帳票詳細要件】 「調査時点年月日」は「発行日」と同様であるため削除し、「調査内容」を追加する。
49保護決定通知書	【新規】項目追加	追給額・戻入額を追加してほしい。 追給額・戻入額が示されていないならば、利用者にとってどうしてその金額になったのかが非常に分かりづらく、利用者の不利益につながると考えるため。	反映する	帳票要件を以下のように修正【帳票詳細要件】 49保護決定通知書は法令通知で様式が定まっているため、145生活保護費支給通知書に「・戻入額及び戻入方法」のシステム印字項目を追加する。

反映方法の妥当性懸念（帳票レイアウト・帳票詳細要件）

省略部分は…で記載

帳票名	該当箇所	意見内容	標準仕様への反映	反映内容（案）
182.生活保護受給証明書	証明文	証明文「上記の世帯は生活保護法による保護を受給していることを証明します。」について、可変としてほしい。外国籍のみの世帯の場合、現証明文では不適切であり、「上記の世帯は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における保護を受給していることを証明します。」と変更するのが適切であると思われるため。	反映する	帳票要件を以下のように修正 【帳票要件】 レイアウト上で根拠規定を変更できるようにシステム印字項目とする。 また、印字編集条件を生活保護決定通知書と同様の形式で根拠法令を選択できるように変更する。

帳票追加の必要性

省略部分は…で記載

枝番	機能ID	意見		標準仕様への反映	反映内容（案）
		対象機能	意見内容・理由		
9	0210303	以下の情報について一覧で確認できること。 …	①被保護者毎におむつ要否意見書について登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・給付業者名 ・給付業者住所 ・開始日 ・終了日 ・意見書送付先名 ・意見書送付先住所 ・承認期間（開始日・終了日）等 ②以下の帳票を作成できること。 ・おむつ要否意見書 ③おむつ要否意見書発行情報について一覧で確認できること。 等	反映しない	要否意見書は医療の要否意見を聴取する様式であるため、おむつの要否意見書は追加しない。
1	0210461	以下の帳票を作成できること。 ・被保護者異動連絡票（指定居宅介護支援事業者用）	40歳～64歳の者で介護扶助を利用する際に必要な書類であるため。	反映する	機能要件に以下のように追加 【機能要件】（必須帳票） ・自立支援給付該当可能性確認台帳

4.3. 検討事項一覧（生活保護システム 標準仕様書1.1版 9/9）

帳票追加の必要性

省略部分は…で記載

枝番	機能ID	意見		標準仕様への反映	反映内容（案）
		対象機能	意見内容・理由		
1	0210490	以下の帳票を作成できること。 <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法介護券 介護券連名簿(連名介護券) 生活保護法介護券送付書 介護券受領書 被保護者異動連絡票（指定居宅介護支援事業者用） 	<ul style="list-style-type: none"> 被保護者宛の介護扶助決定通知書をシステムの中で作成する機能の開発をお願いしたい。 「生活保護法による介護扶助の運営要領について」（平成12年3月31日社援第825号厚生省社会援護局通知）（以下介護要領と称する。）第5-2-(6)において、被保護者に対する通知を文書にて行うことが求められている。… 介護保険制度適用外の被保護者には介護券だけでなく、保護決定通知書の送付も必要であるため、保護決定通知書を追加していただきたい。 	反映する	機能要件に以下のように追加【機能要件】（必須帳票） <ul style="list-style-type: none"> 介護扶助決定通知書

自治体の規模に応じた機能追加の必要性

省略部分は…で記載

枝番	機能ID	意見		標準仕様への反映	反映内容（案）
		対象機能	意見内容・理由		
—	—	—	<p>【意見内容】 以下の機能の追加についてご検討いただきたい (ここでは指定都市向けとして追記しますが、各機能レベルにオプションとして記載することも可) ・生活保護システムから出力された実施機関別の適用情報を結合して一括取り込みできること</p> <p>【理由】 複数実施機関のデータを本庁で一括管理する自治体では必須の機能であるため</p>	反映する	機能要件に以下のように追加 【機能要件】（標準オプション機能） 「生活保護システムから出力された実施機関別の適用情報を結合して一括取り込みできること。」
—	—	—	<p>【意見内容】 以下の機能の追加についてご検討いただきたい (ここでは指定都市向けとして追記しますが、各機能レベルにオプションとして記載することも可) ・診療報酬支払基金から提供される実施機関別のレセプト情報を結合して一括取り込みできること</p> <p>【理由】 複数実施機関のデータを本庁で一括管理する自治体では必須の機能であるため</p>	反映する	機能要件に以下のように追加 【機能要件】（標準オプション機能） 「診療報酬支払基金から提供される実施機関別のレセプト電子データを結合して一括取り込みできること。」

自治体の規模に応じた機能追加の必要性

省略部分は…で記載

枝番	機能ID	意見		標準仕様への反映	反映内容（案）
		対象機能	意見内容・理由		
—	—	—	<p>【意見内容】 以下の機能の追加についてご検討いただきたい (ここでは指定都市向けとして追記しますが、各機能レベルにオプションとして記載することも可) ・資格審査結果(エラーリスト)を実施機関ごとのファイルで出力できること</p> <p>【理由】 複数実施機関のデータを本庁で一括管理する自治体では必須の機能であるため</p>	反映する	機能要件に以下のように追加 【機能要件】（標準オプション機能） 「資格エラーリストを実施機関ごとのファイルで出力できること。」
—	—	—	<p>【意見内容】 以下の機能の追加についてご検討いただきたい (ここでは指定都市向けとして追記しますが、各機能レベルにオプションとして記載することも可) ・内容点検事業者が実施機関別に作成する再審査請求データを一括して読み込み、登録できること</p> <p>【理由】 複数実施機関のデータを本庁で一括管理する自治体では必須の機能であるため</p>	反映する	機能要件に以下のように追加 【機能要件】（標準オプション機能） 「外部点検事業者が実施機関別に作成する再審査請求データを一括して読み込み、登録できること。」

5. 今後の検討課題の整理



5. 今後の検討課題の整理

5.1. 全国意見照会後の検討事項

- 全国意見照会後も引き続き検討が必要な事項を整理し、前回検討会時点から更新しました。
- 本検討会ではなく別の会議体や担当グループで検討が行われている検討事項については、検討結果が確定次第、本検討会等で共有後、生活保護システム標準仕様に反映する予定です。

検討事項の整理

種類	詳細	担当	完了時期
オンライン資格確認の検討状況の共有	オンライン資格確認等の機能要件を生活保護システムにどのように実装するか検討した	厚生労働省	12月に完了 1.1版に導入
指定都市における課題の検討	指定都市で業務が支障なく実施できるかという観点で別会議体にて検討中	デジタル庁	12月～3月
実装類型の見直し	便利機能や過剰機能を標準オプションとして変更する観点で別会議体にて検討中	デジタル庁	12月～3月
データ連携要件の整備	標準仕様書1.1版案を確定後、データ連携要件を整備予定	デジタル庁	2月～3月
内部帳票における管理項目	全自治体に対して管理項目に係る意見照会を実施し、1.1版に反映予定	事務局	2月～3月
監査機能の追加検討	監査機能の機能要件について、1.1版以降で追加するか検討予定	事務局	1.1版以降
納付書のレイアウト調整	納付書関連のレイアウトについて、金融関係団体との調整を実施予定	事務局	1.1版以降

Real Partner[®]

